

悪質な貸金業者の 被害にあわないために

本組合における破産や民事再生等で貸付事故となる方の大多数が、消費者金融等の貸金業者から借入れがある多重債務者であり、この貸金業者の中には、超高金利や詐欺まがいの行為により貸付けを行っている悪質な業者が存在しており、『皆さんが被害にあわないために』をテーマに、今回も共済ニュースNo.227（平成23年10月発刊）に引き続き、「悪質な貸金業者の被害にあわないために②」と題し、日本貸金業協会ホームページの中から抜粋し、悪質業者の手口や特徴等についてご紹介いたします。

悪質業者の手口② 虚偽記載



うそを見抜け

ほとんどは、前回ご紹介いたしました「悪質業者の手口（1）」のような広告表現と合わせて虚偽の貸金業登録番号や架空団体等に加盟していることを掲載し、信用のある業者であることをアピールします。



貸金業登録番号

国または都道府県に貸金業登録の届け出を行い、貸金業登録番号（以下、登録番号）を付与されなければ貸金業を営むことはできません。悪質業者の多くは無登録ですから虚偽の登録番号を掲載し貸金業者を装うこともあります。ですから登録番号が掲載されていても貸金業者とは限りませんから下記に示した〈正解例〉であっても調べた方が安心です。〈違法例〉のような記載であれば悪質業者の可能性が高いと思われます。



貸金業者登録表記の違法例

財務省登録（**x**）第〇〇〇〇〇〇号、〇〇財務局長認可（**x**）第〇〇〇〇〇〇号
〇〇県知事推薦（**x**）第〇〇〇〇〇〇号 など



貸金業者登録表記の正解例

〇〇財務局長（**x**）第〇〇〇〇〇〇号（ ）内は3年毎の更新回数
〇〇県知事（**x**）第〇〇〇〇〇〇号（ ）内は3年毎の更新回数

また、「日本貸金業協会会員 第〇〇〇〇〇〇号」と記載があれば日本貸金業協会の協会会員であることを示しています。（当協会の貸金業相談・紛争解決センターにお問い合わせいただければ協会会員であるか確認はもちろん貸金業登録されている会社であるかもお調べします）



架空団体

利用者を安心させるために架空の団体や協会名を広告に掲載し、これらに加盟しているまたは承認されていると見せかけます。財団法人、社団法人、協会、組合などの会員企業と名乗り安心感を装います。



架空団体として利用されたもの

日本消費者金融連絡会、日本債権回収協会、全国貸金業団体、日本貸金業協会 など

この他にも多数ありますので実際に存在する団体であるか、また本当に会員企業となっているのか十分確認してください。

参考

日本貸金業協会ホームページは、本組合ホームページのトップページよりリンクしてるバナーを設けていますので、ぜひご利用ください。

次回は、「詐欺・高金利」等を掲載する予定をしています。